

# 担い手農業者との意見交換概要

平成29年4月 (公財) 群馬県農業公社

担い手農業者から寄せられたご意見及び機構からの回答のうち代表的なものを記載しています。

- 1 農地中間管理事業は途中解約できるのか。出し手からは10年は長いという声を聞く。(H28.12.27 出席者数15人)  
→担い手、出し手の合意が整えば解約は可能。また、10年は長いという皆様からの声を受けて、5年の期間設定も可能とした。
- 2 中間管理事業は、遊休農地を解消してくれるのか。(H29.1.30 出席者数21人)  
→今年度から県のリフレッシュ促進事業ができ、中間管理事業で転貸することを前提に、農地所有者の負担なしに土地を整地できる事業がスタートした。中間管理事業を利用した農地の集約・集積のために、国を含め様々な事業が組まれている。
- 3 中間管理事業はただ漫然と行うのではなく、今年はこの地区で進めるという方法をとらないとうまくいかないのではないのか。(H28.12.19 出席者数50名)  
→そのとおりであると考えており、公社としても重点・モデル地区を設けて、関係機関と連携しながら推進を図っているところである。
- 4 農業振興地域以外の農地は、農地中間管理事業での貸借の対象とならないのか。(H28.8.22 出席者数40人)  
→農地中間管理事業においては、農業振興地域の農地を貸借の対象としている。
- 5 農地中間管理事業の貸借は原則10年とのことだが、10年で契約が切れたら農地を返さなければいけないのか。果樹の栽培等では10年のスパンは短すぎる。(H29.2.10 出席者数50人)  
→農地中間管理事業における貸借期間は原則10年以上なので、マッチングが調べば15年、20年等、10年を越える期間の貸借も可能。また、出し手の意向を確認して、契約を更新することも可能。その他、公社では特例事業として農地売買事業も行っている。様々なケースがあると

思うので、それぞれのケースに合った一番適切な方法で農地の貸借・  
売買等を行っていただくのがよいと思う。

6 農地中間管理事業による農地の集積・集約化の手法は。(H29.2.1 出  
席者数50人)

→効率的な農業を進めるため、農地中間管理事業を活用。ほ場整備後の  
農地で事業を活用してもらうパターンや、現状分散した農地を交換す  
る形で集約するなどの手法もある。

7 相続が済んでいない農地は借り受けてもらえないのか。(H29.2.23 出  
席者数30人)

→相続が済んでいないと誰に権利があるのかはっきりしないので、その段  
階では中間管理事業での借り受けを行っていない。